

## 厚木市総合計画策定委員会設置規程

### (目的及び設置)

第1条 厚木市自治基本条例第16条に規定する、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)の策定に必要な事項を調査検討するため、厚木市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく厚木市人口ビジョン及び厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には企画部を担当する副市長を、副委員長には他の副市長及び教育長をもって充てる。

### (委員長等の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第6条 第2条の所掌事項について、専門的な調査、研究及び検討をさせるため、幹事会を置く。

2 幹事会の委員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーには企画部企画政策課長を、サブリーダーには財務部財政課長をもって充てる。

### (リーダー等の職務)

第7条 リーダーは、幹事会の会務を総理し、会議の議長となる。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事会の会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

4 リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 リーダーは、幹事会で調査し、研究し、検討した事項及び取りまとめた事項について、必要に応じて委員会に報告するものとする。

### (庶務)

第8条 委員会及び幹事会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

### (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年1月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

## 厚木市総合計画策定委員会委員名簿

役 職	職 名	備 考
委員 長	副市長	企画部担当
副委員長	副市長	
〃	教育長	
委 員	理事	
〃	企画部長	
〃	総務部長	
〃	財務部長	
〃	新庁舎整備担当部長	
〃	市民福祉部長	
〃	窓口サービス改革担当部長	
〃	健康こどもみらい部長	
〃	こども家庭センター・健康医療担当部長	
〃	市民交流部長	
〃	産業文化スポーツ部長	
〃	文化スポーツ魅力創造担当部長	
〃	環境農政部長	
〃	循環型社会推進担当部長	
〃	都市みらい部長	
〃	建築・許認可担当部長	
〃	市街地整備担当部長	
〃	都市インフラ整備部長	
〃	会計管理者	
〃	消防長	
〃	病院事業局長	
〃	議会事務局長	
〃	教育部長	
〃	教育指導担当部長	
〃	選挙管理委員会事務局長	
〃	監査事務局長	
〃	農業委員会事務局長	
〃	環境農政部付け担当部長（厚木愛甲環境施設組合派遣）	

## 別表第2(第6条関係)

## 厚木市総合計画策定委員会幹事会委員名簿

役 職	職 名	備 考
リ ー ダ ー	企画部企画政策課長	
サブリーダー	財務部財政課長	
委 員	総務部行政総務課長	
〃	市民福祉部地域包括ケア推進課長	
〃	健康こどもみらい部こども育成課長	
〃	市民交流部市民協働推進課長	
〃	産業文化スポーツ部産業振興課長	
〃	環境農政部環境政策課長	
〃	都市みらい部都市計画課長	
〃	都市インフラ整備部道路総務課長	
〃	消防本部次長兼警防課長	
〃	消防本部消防総務課長	
〃	市立病院経営管理課長	
〃	教育部教育総務課長	